

令和3年7月臨時会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和3年7月 9日（金） 開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時10分

場所 第7委員会室

出席委員 内沼博史委員長

権守幸男副委員長

高橋稔裕委員、高木功介委員、齊藤邦明委員、須賀敬史委員、宮崎栄治郎委員、

鈴木正人委員、田並尚明委員、浅野目義英委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部関係]

安藤宏危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、

内田浩明危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、

金子亮化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第105号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）のうち危機管理防災部関係	原案可決

【付託議案に対する質疑】

須賀委員

先ほどの本会議でも区域指定の質疑があったが、十分なお答えをいただけていないと思うところがあるため、質問させていただく。本質疑の前提として、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会において、措置区域の指定に当たっては、エビデンスに基づいた区域指定をしてほしい、市町村とあらかじめ相談してほしいという2点についてお願いをし、危機管理課長からおっしゃるとおりであるので、今後検討していきたいという答弁をいただいた。先ほどの本会議において、どのように検討したのか、検討した結果を問うているが、ここは明確な知事答弁がなかったと認識しているので、どのように検討したのか、この検討した結果について伺う。

危機管理課長

先ほど知事も答弁で申し上げたが、まん延防止等重点措置区域の指定については、市町村の行政単位を基本として、繁華街等特に注目すべき理由がある場合については、過去にさいたま市大宮区というような指定もしたことがある。今回の指定の検討についてであるが、令和3年6月20日をもって措置区域を解除した13市町のうち、3市についてそれ以前の期間と比較して陽性者数が増加傾向にあったが、それらの3市についてはワーニングのみにとどめることとして、さいたま市と川口市の2市を指定した。検討に当たっては、特に着目すべきところがない場合、原則市町村単位ということで検討をしている状況である。

須賀委員

市町村と緊密に相談を重ねながら区域指定を行っていくのかということについて、検討していただけるものと思っていたが、その点についてはどうか。

危機管理課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、原則、事前に市町村に協議するという制度にはなっていない。同法上、市町村が行う対策について市町村の方から意見を述べるができるという制度上の担保はある。今回は、令和3年7月8日に本部会議を行ったが、本日の知事答弁にもあったように、7月6日に知事からさいたま市長と川口市長に連絡をさせていただき、その中で措置区域を継続するという点について両市の市長から特に異論はなかったということである。本部会議は7月8日であったので、事前にとということで、丁寧な対応をしたものと考えている。

須賀委員

国が定めるところでは、市町村との協議は必要ないとのことであるが、県としては措置区域の指定に当たっては、市町村に相談しようという方向になったと考えてよいか。その上で、知事が2市に対して7月6日、7日に電話もして、お会いになったという話を聞いている。一方、我々が調べる中では、市の方は聞いていないという話が出てしまっており、そごが生じている状況である。この7月6日、7日に知事はどのような内容を伝えられた

のか。また、さいたま市については行政区単位での話をされたのか。

危機管理課長

知事からは、措置区域の継続について2市から異論はなかったと聞いているが、知事と両市長の間でどのような話合いがあったかについて詳細は何っていない。

須賀委員

エビデンスに基づいた区域指定という点に関して、専門家会議の中で、さいたま市の行政区ごとの陽性者数といった資料が提示された上で、専門家会議としても最終的な結論として行政区ごとに指定すべきものではない、市全体として区域指定すべきだという議論がなされたのか。

危機管理課長

区域指定については原則市町村単位で指定するということであり、当日の専門家会議の中では、具体的な行政区について指定しようという意見はなかった。

須賀委員

それは、資料を提示せず、そういった内容の話もしていないということか。

危機管理防災部長

配布資料ではないが、区ごとの感染状況等についてはお示ししており、特に意見等はなかった。

須賀委員

少し整理をさせていただきたい。措置区域の指定に当たっては、エビデンスに基づいた区域指定をしてほしい、市町村とあらかじめ相談してほしいという2点についてお願いをしていた。これに対し、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の答弁としては、おっしゃるとおりであるので、今後検討していきたいということであったが、今の段階では、区域指定に関してエビデンスに基づいた議論をしていこうということについては検討中なのか。結論としては、まだそういう段階に達していないと考えてよいか。

危機管理防災部長

エビデンスについてであるが、新型インフルエンザ等対策特別措置法では市町村単位が基本であるため、保健医療部と情報を共有しながら、感染者数については市町村単位でデータを把握している。データに基づき、どこが増えているのか、どこが落ち着いているのかについて把握をし、危惧されるところについて指定を行っている。次に、市町村との事前相談についてであるが、先ほど、危機管理課長から答弁があったとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法上は区域の指定は知事の権限として定められている。また、同法では市町村長から都道府県の本部長である知事に意見を申し述べるのが規定されているので、市町村から意見をいただければ当然考えなくてはいけないと思っている。それから、さいたま市内の行政区について、過去、さいたま市大宮区を指定したことがあるが、繁華街でのクラスター発生に対応するため、その繁華街に注目して対策を行ったものである。きめ細かな状況は市町村が把握をし、例えば、どこかの市の繁華街でクラスターが発生したと市町村長から話があれば、県はもう少し広域的な観点で対策を行っていくと、制度的

にもそのような形になっている。市町村とは緊密に連携を取りながら対策を講じていく必要があると思うので、引き続き、市町村との連携を取っていく。

高橋委員

- 1 本年1月から3月までの緊急事態宣言期間中に営業時間短縮命令に従わなかった飲食店に過料を科すよう東京都が裁判所に通知し、その確認を行ったところ250,000円の過料が科されていることが分かったとの記事を読んだ。県としてもまん延防止等重点措置に基づく時短命令違反の3件の店舗に対し、過料の通知を裁判所に行ったと聞いているが、東京都と同様の対応をするのか。また、その前後の状況はどうなっているか。
- 2 長引くまん延防止等重点措置により、事業者も県民も緊張感が薄れていくことが懸念される。本件は現場と接点を持つ施策であると認識しているが、その部分を改善させる意見や気付は得られているか。

危機管理課長

- 1 本県では6月24日に命令に従わなかった3店舗に対して地方裁判所に過料を科すよう通知を行った。東京都では確認までに3か月以上かかっているようだが、実際に過料が科されたかどうかの確認については、時機を見て地方裁判所へ謄本請求という形で確認していきたい。また、命令等の状況は、本日現在で、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項の要請を行ったのは、30店舗である。同法第31条の6第3項の命令を行ったのは、11店舗である。所管する地方裁判所へ過料事件通知を行ったのは3店舗である。さいたま市、川口市については、8月22日まで重点措置区域の期間が延長されたので、時間短縮の夜回り調査、県民の通報等を基に、引き続き協力をお願いするとともに、協力していただけない店舗については要請等、法に基づいた手続を進めていきたい。
- 2 まん延防止等重点措置は4月20日から開始しており、今回の延長により約4か月に及ぶ長期のものとなる。長期間にわたり、県民や飲食店を含む事業者には大変な御苦労、御協力をお願いしている。昨日の本部会議でも示したが、最近では、都内での飲食や勤務による都内由来の感染が、家庭内の感染と同じくらいとなっている。このため、東京都との往来を強く自粛し、なるべく県内で行動してほしいというお願いを改めて行ったところである。

高橋委員

- 1 東京都の事例が新聞で報道されているのは、東京都がその事例を発表しているためと認識している。埼玉県は、東京都と同様に発表する予定はあるのか。
- 2 営業自粛に対応できない店舗からの意見を取り入れ、対応していくという視点が重要であると考えます。事業を実施する中で、これらの店舗の意見からの気付はあるのか。

危機管理課長

- 1 謄本請求をして過料について分かれば、記者発表をして公表をしていきたい。
- 2 県では、緊急事態措置相談センターにおいて、電話で様々な意見を受け付けている。その中で、以前多かったのは、酒の提供の解禁についてである。これについては、6月21日から一部酒類の提供を解禁したところである。今回の国の基本的対処方針では、まん延防止等重点措置区域においては、原則酒類の提供は禁止とされているが、都道府

県知事の判断により制限を設けて提供することも可とされた。事業者、県民からも酒類提供の要望があることから、知事の判断により、引き続き彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の宣言店かつ、措置区域内は一人又は同居家族、措置区域以外は4人以下又は同居家族という人数制限等を設けて酒類提供を可としたところである。

高橋委員

現地調査やヒアリング等でのやり取りをしていると思うが、そこでの意見や気付はないか。

危機管理課長

命令等を出す前に店舗への立入調査を行い、話を伺って、多かったのは、営業時間短縮に協力する際、アルバイトなど一旦辞めていただくと、再雇用しようとしてもなかなか集まらない、早めに店を閉めることで収入が減り成り立たないという意見である。そのような中、協力金等の案内を行っているものの、経営上の判断でなかなか協力をいただけない、命令等にも従っていただけないなど難しいところであると感じている。

高橋委員

協力金以外に雇用調整助成金や支援金もある。ペーパーなどを用意し渡すなど検討しているか。

危機管理課長

協力金だけでなく、県で用意している助成金なども案内した上で、営業時間短縮への協力をお願いしている。そのような中でも、なかなか協力いただけない店舗も出てきている。

浅野日委員

要請や命令に移行しそうな予備軍が存在すると思うが、まん延防止等重点措置期間が8月22日まで延長されることにより、この予備軍から要請や命令がどれくらい増えていく可能性があるのか。

危機管理課長

現時点で要請は30店舗である。さいたま市と川口市は、8月22日まで42日間、措置期間が延びるので、その間、予算計上している時短調査、県民からの通報などを基に確認していく。協力いただけない店舗は要請、要請の店舗は協力いただければ命令、命令している店舗は措置期間終了後に裁判所への過料事件通知となる。なかなか協力いただけないと命令の件数がどんどん増えていく。協力いただけない店舗については、要請等も増えていくので、協力を求めながら、手続等は粛々と進めていきたい。

浅野日委員

過料の件数について頭打ちになるということは分かったが、今後、命令と要請の件数が大幅に変わっていく可能性があるのか。

危機管理課長

現時点では要請が30店舗である。この30店舗のうち、どれくらいが命令に移行する

かというのは、最大で30件になろうかと思う。今後の要請件数については、今後の御協力次第なので、件数がどれくらい増えるかは現時点では想定が難しい。

高木委員

- 1 時短要請調査を行い、埼玉県のホームページにも掲載されているようであるが、現在の時短要請の協力率はどうなっているか。また、地域によってばらつきはあるか。
- 2 今まで数回にわたりこのような夜回り調査を実施してきたが、当初協力しなかった店舗がこの夜回りによって協力したなどの事例はあるか。

危機管理課長

- 1 協力率については、県のホームページに「命を守る取組に御協力いただいている飲食店」ということで、さいたま市と川口市の措置区域、それ以外の61市町村のその他の地域ということ、それぞれ協力率を公表している。直近の情報では、7月7日水曜日の夜時点の協力状況が、措置区域では97.1%、その他の地域では、94.2%という状況である。こちらは日々、ホームページで更新している。所感としては、6月21日以降、安心宣言飲食店+(プラス)の宣言店について酒類の提供を可とした時点から、少しずつ協力率が下がっているという印象を持っている。地域のばらつきについては、一部地域で協力率が低いところもあるが、措置区域外では大体94%で、平均としては高い状況となっている。地域によっては8割を切るようなところもある。協力率が低いところについては、重点的に回ったり、働き掛けを継続したりしているところである。
- 2 夜回り調査を行い、委託業者から協力していただけない店舗の情報を受け、職員が電話による協力依頼を行い、協力に当たって協力金や雇用調整助成金等の案内を入れ店舗に送っている。電話すると、協力していると答えをいただいたり、案内を送り、申請をして協力していただいたりすることもある。ある程度協力をしてもらっている店舗もある。そうした中、なかなか協力してもらえない店舗については要請を行っている。大体の店舗については、お願いに協力いただいているという状況である。

高木委員

地域によって協力率にばらつきがあり、なかなか協力していただけないところもあるということだが、具体的にどういう地域の協力率が低いなど把握されているのか。

危機管理課長

協力率がほかの地域に比べて低い地域は、県内でも有数の繁華街である。

【付託議案に対する討論】

なし
